<参照条文の補足>

〇自然公園法

- 第1条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって,環境大臣が第 5 条第 2 項の 規定により指定するものをいう。

〇景観法

- 第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第9条① 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 第11条① 第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

<解説の補足>

1. 関係法令の認定

解説3の「③自然公園法の関係法令として、景観法が挙げられる。景観法は、『良好な景観の 形成』を目的の一つに掲げ(景観1条)、景観計画区域に国定公園の区域が含まれる場合は、そ の観点から、景観計画に上記自然公園法上の許可基準を定めるものとしているためである(同8 条2項4号ホ)」の部分は、景観法が自然公園法の関係法令に当たることを論じたものである。 この部分で注意すべきなのは、単純に「目的が同じ=関係法令」となるわけではないというこ とである。

そもそも,原告適格の認定に当たって,「関係法令」があれば,それも考慮せよとされているのは,法律は常に単独で完結的に成り立っているとは限らず,他の法令とともに1つの法システムを形成していたり,他の法令の趣旨も踏まえて処分権限を行使することになっていたりする場合があるからである(最判平成元・ $2\cdot17$ [新潟空港事件]参照)。この場合,取消訴訟で,法

律 A に基づく処分が問題となっていたとしても、法律 A だけを見て、当該処分の保護法益は何かを検討するのでは当然不十分で、「関係法令」の趣旨等も考慮する必要がある。他方で、法律 A と同じ目的の法律 B があったとしても、たまたま目的が同じだけで、法制度的には「無関係」という場合には(例:同じ「生活環境の保全」を目的規定に掲げる動物愛護管理法と農薬取締法)、法律 B は「関係法令」には当たらず、法律 A の解釈に当たって、法律 B を考慮するのは不適切である。つまり、「関係法令」の認定に当たっては、単に目的が同じというだけでなく、上で述べたような「法制度的なリンク(関係性)」があるかという点が重要な着眼点となるのである。

本問の場合,目的共通の点に加え,景観法の景観計画と自然公園法の許可基準がリンクしているから,景観法は自然公園法の「関係法令」に当たるということになる。上記の抜き書きの部分は,このような趣旨である。

2. 自然景観を享受する個別的利益の切り出し

その下の「特別地域の優れた自然景観を享受する利益は国民一般に帰属し、基本的には公益に属すると考えられるものの、それに近接して生活を営み、その恵沢を日常的に享受している者にとっては、生活基盤としての自然環境に係る人格的利益を構成するものといえ、これは、国定公園の利用者としての国民一般の利益とは質的に異なるものといえる(最判平成 18・3・30 民集 60巻 3号 948 頁、島村健・平成 22 年度重判解 65-66 頁参照)」の部分も、補足が必要かもしれない。

これは、行訴法9条2項に即していえば「利益の内容及び性質」に関する部分であるが、Xが主張する「特別地域の優れた自然景観を享受する利益」は、本来、国民全員が有するもので(自然公園は広く国民が利用するためにある)、個別性は低い。つまり、原告適格を基礎づける利益としては「分が悪い」わけである。

しかし、一口に「自然景観を享受する利益」と言っても、受け取り手(利益の主体)によって、その内容・性質はいろいろである。即ち、たまに遠くから自然公園を訪れる者(一般国民)にとっては、同利益は、美しい景色を愛でたり、自然に触れて日々の疲れを癒したりといった利益(こう言ってはなんだが、「あったらうれしいけど、なくても生きるのには困らない利益」)にとどまるが、その近所に住み日常生活を送っている者にとっては、美観・静謐さ・清浄さが一体となった優れた自然景観の中で日々の生活を送る(=享受する)ことが、人間らしく豊かに生きるための利益(人格的利益)として高い価値を持つということはありうる(例えば、音楽を聴くにしても、娯楽として聴ければいいやという人と"no music、no life."という人がいるように)。自然景観利益をこのように捉えることで、同利益が主体によっては個別的利益となることをいうことができる(この点は、上記島村論文に詳しい)。上記の抜き書きにおける「生活基盤としての……質的に異なるものといえる」の部分は、このような意味である。

ちなみに、不法行為に関するもので、原告適格に関するものではないが、景観利益を認めた国立マンション事件最高裁判決(上記最判平成 18・3・30)でも、原告ら個人の「法律上保護された利益」に当たることをいう文脈で、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有する」として、他の一般国民と区別された一定の者に限定することで、「法律上保護された利益」を認めている。

3. 原告適格を論じるに当たって

以下は余談であるが、第三者の原告適格を論じるのはいろんな意味で「難しい」という話である。

第三者の原告適格を論じるには、(複数の関係する) 個別法を読み解く作業、利益の性質等を 見極める作業、行訴法 9 条 2 項の考慮要素に沿って当てはめ、一連の流れとしてまとめる作業 等、複雑なオペレーションが必要で、「うまく書けない」という人が続出する分野である(「難しい」の 1 番目)。

もっとも、いったんコツというか、定型的な流れ(判例をいくつか読むとわかると思う)をつかんでしまえば、押さえるべきプロット(考慮要素)や条文等、書くに当たっての材料は手元(問題文)に豊富にあるので、「作文力」のある人であれば、割と簡単に「うまく書ける」ようになる。

ただ、ここに落とし穴があって(「難しい」の2番目)、作文力のある人ほど、結論が強引でも、持ち前の作文力で最後までうまく書き切れてしまい、それで満足してしまうということがある。 実は法解釈論としては不出来な「強弁」なのだけれど、なまじ「うまく書けている」ため、それに気づかないということである。したがって、原告適格がうまく書けるようになってきた人ほど、「その論証が法解釈論として客観的に妥当か/法の趣旨を正確に捉えているか」(つまり、その答案を裁判所に持って行ったときに、裁判官が採用してくれるか)という視点で自分の答案をチェックすることが重要になる。①うまく書けない→②うまく書ける→③法解釈論として妥当、という3段階のうち、②の段階で止まっててはいけませんよ、ということである。

本問のように「X の立場から、原告適格を認める方向で論ぜよ」という出題の場合は、ある程度「強弁」でも許される(というか、強弁であっても、結論まで持っていくことが試されている)が、立場が指定されず「原告適格が認められるか、検討せよ」という出題の場合、上記③がシビアに問われることとなる(③まで行って「優」、②では「良」というイメージ)。

……とここまで来て、本文の解説を見返すと、我ながら強弁の感がなくはない。自然公園法は、一種の人格的利益としての自然景観利益を周辺住民に限って認めている??景観法の住民参加の規定からそこまで言えるか??等、ツッコミどころは割にある気がする。本間は X の立場からの立論を求めているので、ギリギリセーフとして見逃していただくとしても、それとは別に、本文の解説が③の視点から見てどうなのか、検討してみるのもよいだろう(ちなみに、本間が素材とした大阪高判平成 26・4・25 判自 387 号 47 頁は、周辺住民の原告適格を認めている)。